

個人情報の取り扱いに関する同意書

私は、介護保険法（以下「法」という。）第21条に基づく^(※1)第三者行為損害賠償求償事務（以下「求償事務」という。）における個人情報の収集・利用・提供・照会・調査に関し、次の事項について同意いたします。

- 1 羽生市が、法第21条第3項に基づく求償事務の委託先である埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対し、被保険者が被った^(※2)交通事故に係る個人情報（以下「個人情報」という。）を提供すること。
- 2 連合会が次の業務を行うこと。
 - (1) 当該被保険者が加入する市町村（以下「保険者」という。）から提供された被保険者に関する個人情報を保有し、かつ利用すること。
また、同個人情報を、損害賠償金を請求するための添付書類として、加害者が加入する損害保険会社（自動車損害賠償責任保険等）に対し提供すること。
 - (2) 当該被保険者に関する^(※3)介護給付費請求書の内容について、その介護サービス等を行った介護保険指定事業者等に対し、照会し、かつ回答を受けること。
 - (3) 損害賠償金を請求するために、当該被保険者に関する交通事故の詳細について、調査（刑事記録や実況見分調書の取り寄せ等）すること。
 - (4) 損害賠償金を請求するための事務処理の範囲内において、当該被保険者に関する必要な情報（後遺障害診断書等）を関係機関から収集すること。
 - (5) (2)、(3)及び(4)に基づいて収集した個人情報について、(1)に準じ取り扱うこと。

以上

平成29年 5月 1日

同意者（被保険者）

住所 国保市幸区南1-1-1氏名 介護 花子

⑩

羽生市長 河田 晃明 様
埼玉県国民健康保険団体連合会
理事長 富岡 清 様

- (※1)「第三者行為損害賠償求償事務」とは、介護保険の被保険者が交通事故により被った損害のうち、保険者が支払った介護給付費を、加害者が加入する損害保険会社（自動車損害賠償責任保険等）に対し請求することです。
- (※2)「被保険者が被った交通事故に係る個人情報」とは、①交通事故証明書、②事故発生状況報告書、③第三者の行為による被害届（写）、④念書、⑤診療報酬明細書（写）、などです。
- (※3)「介護給付費請求書」とは、介護保険指定事業者が保険者へ介護給付費を請求するための請求書のことです。介護サービス等の内容が記入されているものです。介護給付費請求書は、1ヶ月（暦月）に1枚作成され、保険者に提出されます。